

長野市ソフトテニス協会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、長野市ソフトテニス協会と称し、(以下、「本協会」という。)、事務所を理事長宅に置く。

(目的)

第2条 本協会は、ソフトテニスの普及・振興をはかり、ひいては健康の維持増進及びスポーツ精神並びに健全な社会生活の向上を図ることを目的とする。

(コンプライアンス)

第3条 本協会は、地域、社会から信頼されるスポーツ団体であるべく、コンプライアンス意識を徹底するものとする。

(組織及び会員)

第4条 本協会の目的に賛同する長野市及びその周辺に存在するソフトテニス競技者、愛好者で組織する。

2 会員は、前項に所属する個人及び団体とする。

(事業)

第5条 本協会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの振興、普及、指導、奨励並びに指導者の育成など。
- (2) 各種ソフトテニス大会の開催及びソフトテニスに伴う行事の幹施助成など。
- (3) その他本協会の目的達成に必要な事項。

(会議)

第6条 本協会の会議は総会並びに常任理事会とし、会長が議長となる。なお、会長の指名により議長を変更できるものとする。また、本協会に附属機関を設けることができることとし、これにかかる運営については、別途定める。

(総会)

第7条 総会は、本協会の最高決議機関で、理事と役員で構成する。ただし、役員は理事を兼ねることは出来ない。

- 2 総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があったとき、1ヶ月以内に会長が招集する。
- 4 総会では、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約等の改廃
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算案の承認
- (4) 役員を選出
- (5) その他、会長が付議した事項

(常任理事会)

第8条 常任理事会は、本協会の執行機関で、総会の決議に従って会務を執行する。但し、緊急事項及び第15条及び20条に定める事項について決めることができる。

- 2 常任理事会は、正副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成し、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上の要求のあったとき、会長がこれを招集する。

(会議の成立及び決議)

第9条 本協会の会議の成立は、定数の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以て成立し、決議は出席者の過半数の賛成によって決定する。

- 2 会長が、一堂に会することが難しいと判断した場合には、書面稟議・電子媒体での稟議で会議を代用し、定数の2分の1以上の回答を以て成立し、決議は回答者の過半数の賛成によって決定する。

(理事の任務)

第10条 本協会のガバナンス体制を強化し、業務執行が適切に行われているかチェック（牽制）する役割と責任を担うものとする。

(理事等の選出)

第11条 理事の選出は次のとおりとする。

- (1) 職域、団体より1名。
- (2) 常任理事会において推薦されたもの若干名。
- 2 理事の任務は2ヵ年とし、再選は妨げない。なお、欠員によって就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第12条 本協会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
常任理事 若干名 監事 2名 会計 1名

(役員の職務及び任務)

第13条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受け会務を執行する。

- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
 - (5) 常任理事は、常任理事会に出席し、会務を担当する。
 - (6) 監事は、本協会の経理、資産並びに業務執行の監査にあたる。
また、不正及び不適切な行為が認められる場合は、常任理事会等に報告しなければならない。
- 2 本協会の運営にあたり、総会での決議に基づき、業務管理及び業務遂行する役割と責任を負うものとする。

(役員を選出)

第14条 役員は総会において選出する。

- 2 役員の任期は2年とし、再選は妨げない。なお、欠員によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問並びに参加)

第15条 本協会に名誉会長・顧問並びに参加を置くことができる。

- 2 名誉会長・顧問並びに参加は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。

(運営資金)

第16条 本協会の経費は、会費、寄付金、補助金並びにその他の収入をあてる。

(会費)

第17条 本協会の会費は総会において決定し、5月中に納入する。

- 2 年の途中で入会するときも、会費は年額納入するものとする。
- 3 年の途中で脱会しても、会費は返却しないものとする。

(会計年度)

第18条 本協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(加盟団体)

第19条 本協会は、(公財)長野市スポーツ協会に加盟し、「加盟団体及び会員に関する規程」等を遵守し加盟団体としての役割と責任を果たすこと。

- 2 本協会は、長野県ソフトテニス連盟に加盟し、(公財)日本ソフトテニス連盟が示す「指導基本規程」、スポーツ庁が示すスポーツ団体ガバナンスコード等を遵守し、長野支部の業務を行うものとする。

(表彰)

第20条 加盟団体 長野県ソフトテニス連盟の表彰規程に準じて、本協会の発展に功績が認められた功労者。

- 2 加盟団体 長野県ソフトテニス連盟の表彰規程に準じて、県、北信越選手権を含め、全国規模の大会において上位の戦績を残した選手。
- 3 本協会に加盟する団体において、模範的な組織運営を長年続けている組織。

(資格の喪失及び除名等の処分)

第21条 本協会を構成する団体及び会員が次の各号に該当する場合は、加盟資格を喪失することが出来る。

- (1) 脱会の申し出があった場合。
 - (2) 団体が解散したとき。
 - (3) 会員が死亡したとき。
- 2 本協会は、次の各号に該当する場合は、常任理事会で審査し、総会の決議によって除名等の処分をすることができる。なお、その運用に当たっては弁明の機会等、公平・公正に対処するものとする。
- (1) 本協会の名誉を著しく毀損したとき。
 - (2) 本協会の運営を著しく妨げたとき。
 - (3) 不正及び不適切な行為が認められるとき。
- 3 その他、会長が必要と認められた場合を含むものとする。

(その他)

第22条 この規約に必要な細則、運営規程などについては、総会の決議を経て、会長が定めるものとする。

- 2 本協会に関わる慶弔等については、必要に応じて常任理事会で審議・決定する。

(附 則)

この規約は、平成5年3月13日から施行する。

令和8年4月27日改正